

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人大谷美隆の上告趣意書は「一、本件原判決ハ法律ノ適用ニ付擬律錯誤ノ違法アルモノト信ジマス。故ニ之ヲ破毀スベキモノト信ジマス。其ノ理由次ノ通り。一、本件被告ノ犯行動機ハ生活苦ト病苦トノニツデアツテ金ニ窮シタ揚句、ヤケクソニナツテ強盗ヲ働コウト決心スルニ至ツタノデアル。彼ガ学生時代親元カラ学資金ヲ送ツテ貰ツテ楽ナ生活ヲシテモタ時代ニハ、犯罪ヲ犯ス必要ハナカツタガ、朝鮮トノ連絡ハ絶エ、就職口ハ無ク、生活ニ窮スルニ至ルト不本意乍ラ此様ナ罪ヲ犯スニ至ツタノデアル、之ハ結局「環境」ノ罪デアツテ、被告ハ此「環境」ニ躍ラサレテ此罪ヲ犯スニ至ツタモノト見ルベキデアル、日本ノ刑法ヲ主観説ノ立場ヲ以テ説明スルナラバ（之ハ現代学界ノ主流ヲ為シテモルモノト考ヘル）刑法ハ犯人ヲ罰スルモノデアツテ、犯罪行為ヲ罰スルモノデナク（犯人刑法主義）又人間ノ意思ハ不自由デアツテ犯罪ノ動機（環境）ハ必然的ニ犯罪ノ決意トナルモノダト説明スル（意思不自由論）意思ノ自由ヲ認メテ初メテ犯罪ノ動機ト決意トノ間ハ中断セラレ蓋然性ハアツテモ必然性ハナイコトナリ、又其ノ自由意思デ犯罪ノ決意ヲ為シタト云フ事ニ依リ刑事責任ノ根拠ガ存在スルコトナルガ、新派ハ人間ノ意思ハ不自由デアリ、動機ハ必ず犯罪ノ決意トナルモノト主張スルカラ、因果関係ノ中断ハナク、環境こそ犯罪ノ責任者ナリト云フ事ニナル、故ニコウ言フ唯物論的刑法論デハ、結局社会的責任論トナルノデアル、被告モ良心ガ無イワケデハナク、五月三日ニ現場ニ行ツタ時ニハ自分乍ラ怖クシクテ強盗ガ来ナカツタト云ツテモ併シソレデハナラジト五月五日ニハ心ヲ鬼ニシテ犯罪ヲ決行シタ。五月十日モ同一デアル、之ハ目ニ見エナイ「生活苦」トイフ鬼ガ彼ヲシテ、遮ニ無ニ之ヲ決行セシメタノデアツテ、共ノ時ノ環境ト彼ノ犯行トノ間ニハ必然的ナ因果連鎖ガアル様ニ見エルノデアル。

A博士ヲ中心トスル新派刑法論ノ立場カラ言ヘバ、結局社会的責任デアツテ被告ニハ責任ガ無イコトナリ、サウイウ境遇ニ陥入ツタ被告ハーツノ災厄ニ遇ツタモノト見ルベク、之ヲ避ケル為メノ期待可能性ハ存在シナイ、社会的危険性ハ存在スルカラ之ヲ回避スル為メノ保安処分ハ必要デアルガ、刑罰ヲ以テ罰スベキモノデハナイ、従ツテ刑務所ニ送ラズシテ、矯正院ノ如キ一種ノ病院ニ送ルベキダトノ結論ニ到達スルノデアル、二、若シ此ノ新派ノ観方ヲ採ラズシテ被告ニ刑事責任アリト言フニハ、刑法ハ犯罪其モノヲ処罰スルモノデアリ（犯罪刑法）人間ノ意思ハ自由デアツテ（意思自由論）其ノ自由意思ニ基キ、犯罪ノ決意ヲ為シタルガ故ニ、刑事責任ガアルモノト言ハネバナラヌ。ソシテ人間ノ意思ガ自由デアルト言フニハ、良心ヲ認メ理性ノ世界ヲ認メネバナラヌ、此良心ノ支配ニ服スルガ故ニ人間ノ意思ハ自由デアルトノ結論トナル、動物ニハ存在シナイ理性ノ世界ガアルコトガ人間ノ特徴デアリ刑法学ハ道義ノ世界ノ学問デアツテ、自然科学ノ対象トナルベキモノデハナイト言フノデアル。三、私ハコノ新派旧派ノ長キ論争ニ於テ孰レヲ採ルカト言ヘバ旧派ノ立場ヲ採ル者デアルガ之ハ原則デアル。万物ノ靈長タル人間ハ「理性ノ支配」トイフコトガ長所デアル、併シ「衣食足ツテ礼節ヲ知ル」ト云フノモ事實デアツテ、衣食ニ欠クル場合ニハ、道德モ法律モ考ヘテ居ラレナクナルノデアル。ジャン、バルヂャンノ小説ニ出テ来ル窮余一斤ノパンヲ盗ンダトイフ話ト、本件被告ガ強盗ニ出カケタト言フ事実トハ類似シテモル。フランスノマンヨウ（自由法学派ノ始祖）ハ同ジ様ナパン窃盗事件ニ無罪ヲ言渡シテ有名デアル。（B事件）ソレハ彼ガ「饑餓ハ行為ヲ無責任ナラシム」ト言フ原理ニハ基クモノダト言ツテモル、本件被告モ生活苦ニ加エテ病苦ノ為メニ、ヤケクソニナツタト言フノデアルカラ此ノ切迫セル生存苦ハ彼ノ良心ヲ麻痺セシメ一時の無理性状態ニ陥入ラシメ鬼ノ姿トナツテ犯行ヲ敢行シタモノト思フ、後ニハ後悔シテモルト思フガ犯行当時ハ異状ナ精神状态デアツタニ相違ナイ、故ニ「生活苦ハ汝ノ行為ヲ無責任ナラシム」ト言ツテモ間違ナ

イト思フ。四、以上所論ノ如ク裁判所が新派刑法学ノ立場ヲ採ラルルナラバ本件被告ハ当然無罪トナルモノデアアルガ然ラズトスルモ本件被告ノ如ク切迫セル特殊事情ノ存スル場合ニハ無罪トスルカ又ハ之ニ近キ寛大ナ処断ヲ下スベキモノデアアル。五年ノ懲役ト言フハ、不当デアルト信ズル。五、原判決ハ此等ノ点ニ於テ法律ノ適用ニ関シ、擬律錯誤ノ違法ガアルモノト信ズル。量刑ガ過当ダト言フンデナクシテ法律ノ適用ノ方法ヲ誤ツテアルモノト思フノデアアル」というにある。

原判決の確定するところによれば、被告人は生活に困つた上、性病を患い、その治療費に窮したため、本件強盗を決意するに至つたものであることは、所論のとおりである。しかし、これは、要するに犯罪の動機であつてかゝる動機に出たからといつて、所論のごとく、本件被告人の強盗の所為をもつて、刑事責任を欠くものとするのできないのは勿論である。また、当時、被告人が、所論のように、生活苦、病苦の環境に煩わされて、刑事責任を阻却する程度の「一時的無理性」とか「異状な」精神状態に陥つていたということは、原判決の確定せざるところであり、また、記録にあらわれた諸般の事情から判断しても、到底肯認し難いところである。したがつて、原判決には所論のような擬律の錯誤ありとは認められない。その他の論旨は、畢竟、原判決の量刑の不当を主張するもので、上告適法の理由とはならない。

よつて、本件上告は理由なしと認め、刑事訴訟法第四百四十六条に従い、主文のとおり判決する。

右は全裁判官一致の意見である。

検察官 福尾彌太郎関与

昭和二十三年五月二十九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 塚 崎 直 義

裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎